
| | |
|--------|---------|
| プロジェクト | ASAF 対応 |
| 項目 | 持分法会計 |

本資料の目的

1. 本資料は、2015年3月のASAF会議で予定されている持分法会計に関する議論について、概要をまとめたものであり、企業会計基準委員会において委員の方からご意見をいただくために、国際会計基準審議会（IASB）スタッフにより作成された資料とASBJによる発言案をまとめたものである。
2. ASAF会議では、冒頭、次の資料の説明がされた上で、その後、ASAFメンバーによる意見交換が行われることが予定されている。
 - (1) IASBスタッフ:プロジェクトのアプローチ（以下「本ペーパー」という。）
3. 本ペーパーでは、持分法会計に関するこれまでのフィードバックを踏まえて、次のとおり、プロジェクトの進め方が検討されており、本資料の第4項以降において、それぞれについて概要を記載している。
 - (1) 持分法会計の研究・プロジェクトを次の2つのプロジェクトに分けるかどうか
 - **短期プロジェクト**: IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項を簡素化することにより、適用上の論点に対処する。
 - **長期プロジェクト**: (関連会社及び共同支配企業に対する投資を含む) 投資者が支配を有していない企業への投資の財務報告について、より基礎的な検討を行う。
 - (2) 持分法会計の研究・プロジェクトにおいて、子会社の個別財務諸表上の持分法会計を別に検討するかどうか

(本ペーパーの要約)

背景

4. 2014年5月にIASBは、持分法会計の研究・プロジェクトの範囲を検討し、次の決定を行った。

持分法の適用における財務報告上の問題点を識別するために、持分法が現行のIFRSにおいて適用されている状況をレビューする。IASBは、持分法に関する問題点の識別に焦点を当てることを意図していることを強調し、明確に識別されていない問題点の解決を試みるものでないことを保証した。

5. 2014年6月のASAF会議において、ASAFメンバーは概ね、IASBが提案したプロジェクトの範囲に同意したほか、ASAFメンバーの中には、プロジェクトを次の2つの段階に分けることが有用であると提案する者もいた。

- (1) 短期の簡素化プロジェクト
- (2) 持分法の適用に関する長期の概念的な検討

6. IASBスタッフは、2014年11月の世界作成者フォーラム（GPF）において、次のフィードバックを受けた。

- (1) 持分法会計を一行連結として適用することは困難である。支配をしていない投資先から消去仕訳情報を入手することが困難であるからである。
- (2) 共同支配又は重要な影響力を有している場合に、第三者間条件ではない利益を生じさせる投資者の能力は限定されている。これは、関連会社又は共同支配企業では、他の投資者又は共同支配投資者との価格の合意が必要となるからである。
- (3) 持分法会計がIAS第28号で定義されている全ての関連会社に対して適切であるかどうかについて懸念がある。GPFメンバーの中には、投資先の議決権の20%以上を保有していたとしても、持分法会計を適用するのに必要な情報を必ずしも入手できないことに懸念を有する者もいた。
- (4) 原価又は公正価値と比較して持分法会計を使用することを選好する。

7. 2014年12月のASAF会議では、持分法会計に関する韓国会計基準委員会（KASB）による研究・レポート及びASBJが行ったアンケート調査の結果を検討した。

共同支配企業及び関連会社に対する持分法会計の適用

8. 現行のIFRSでは、関連会社及び共同支配企業への投資に対して、持分法会計を適

用することが求められている。個別財務諸表上、子会社への投資に対しても、持分法会計の適用が認められている。

9. IASBが持分法会計の研究・プロジェクトの範囲を検討するにあたって、持分法の歴史をレビューするとともに、持分法が使用されている根拠を分析したが、現行のIFRSの持分法会計の目的は明確ではなかった。
10. 持分法会計の目的が明確ではないことについては、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が2014年1月に公表したショート・ディスカッション・ペーパー「持分法：測定基礎なのか一行連結なのか」において議論がなされている。このディスカッション・ペーパーでは、IFRSに基づく、共同支配企業及び関連会社は、投資者に支配されていないため、企業集団（group）の一部ではなく、したがって、持分法会計は概念的に一行連結になり得ないと記載されている。
11. この点は、2014年12月のASAF会議においても、一部のASAFメンバーから、支配の概念に従うと、共同支配企業及び関連会社は企業集団の一部にはなり得ないとの意見が聞かれた。
12. 現行のIFRSでは、企業集団の定義は、IFRS第10号「連結財務諸表」において定められている。IFRS第10号における企業集団に関連する定義は次のとおりである。
 - (1) **連結財務諸表**－親会社及びその子会社の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローを単一の経済的実体のものであるとして表示する企業集団の財務諸表
 - (2) **企業集団**－親会社及び子会社
 - (3) **親会社**－1つ又は複数の企業を支配している企業
 - (4) **子会社**－他の企業に支配されている企業
13. IFRS第10号及び改訂IAS第28号を開発した際に、IASBは、IAS第28号BC28項において「支配の喪失の場合には、・・・企業集団の構成は変化する。共同支配又は重要な影響力を喪失した場合には、企業集団の構成は影響を受けない。」と記載している。
14. KASBの研究・ペーパーでは、次の「持分により会計処理されるグループの範囲」により持分法会計を検討している。
 - (1) 持分法投資が企業集団の一部である。
 - (2) 持分により会計処理されるグループに、持分法投資の投資者の持分を含む。
 - (3) 持分により会計処理されるグループは、投資者とその子会社のみが含まれ、

持分法投資は企業集団の一部ではない。

15. KASBによる前項の(1)及び(2)は、現行のIFRSと整合しない。前項の(1)及び(2)の仮定を適用する場合には、IFRS第10号に含まれている定義を変更する必要がある。
16. この点、仮に、企業集団を親会社及び子会社のみ限定することを前提とすると、持分法会計のリサーチ・プロジェクトを、次の2つに分けるアプローチが考えられる。
 - (1) **短期プロジェクト**：(現行の企業集団の定義の)前提が、持分法を適用するにあたっての問題を解決することに有用かどうかについて検討を行う。(検討の結果)場合によっては、IAS第28号を修正するとともに、(持分法会計を)どのように性格付けるか及びどのように適用するかについて変更を行う。
 - (2) **長期プロジェクト**：持分法が(関連会社及び共同支配企業を含む)非支配持分の会計処理を行う最善の方法かどうかについて、より基礎的な見直しを行う。
17. なお、支配が企業集団を決定する基礎となるという前提は、IASBが間もなく公表する公開草案「概念フレームワーク」と整合している。

短期プロジェクトー共同支配企業及び関連会社に持分法を適用するにあたって検討すべき項目

18. 短期プロジェクトでは、共同支配企業及び関連会社が企業集団の一部ではないという前提に基づいて作業を行う。この前提は、投資の会計単位は投資の全体であり、投資の基礎となる個々の金融商品ではないと定義することにより補足されると考えられる。IASBは、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」のBC6項において、ある種類の相場価格のある投資に対する会計単位を検討している。

IASB は、当該投資先に対する支配又は影響力の水準に基づく企業の投資先との関係の性質は、当該投資をIFRS 第10号、IAS 第27号及びIAS 第28号の範囲に含めるのに関連する特徴であることに留意した。その結果、当該特徴(すなわち、支配又は影響力の水準)は、それらの基準における適切な会計単位は、その主要な特徴が当てはまる投資であり、当該投資を構成する個々の金融商品ではないことを強調するものとなる。

19. IASBが会計単位は投資の全体であると結論付けた上記BC6項によれば、財務諸表が報告する資源は、企業が非支配持分(共同支配企業及び関連会社を含む)を保有する投資である。

20. この前提を用いてこれまで問題とされてきた適用上の論点に対処することを検討することが想定される。
21. GPFメンバーによって強調された主要な論点の一つに、消去仕訳を作成することに必要な情報を入手することが困難な場合が多いという点がある。このほか、GPFメンバーは、損益は第三者間条件によって決定されていると説明した。
22. 共同支配企業及び関連会社が支配されておらず、企業集団の一部ではない場合には、投資者、共同支配企業及び関連会社間の取引を消去することが妥当かどうか疑問が生じる。短期プロジェクトでは、次の項目をレビューする可能性がある¹。
- (1) 消去の必要性－アップ・ストリーム及びダウン・ストリームを含む
 - (2) 一貫した会計方針の要求
 - (3) 関連会社及び共同支配企業の減損
 - (4) 相互 (reciprocal) 取引
23. 適用上の論点に対処するにあたって、IAS第28号の要求事項を簡素化することを目的とすることが考えられる。

長期プロジェクト－（関連会社及び共同支配企業を含む）非支配投資の財務報告

24. 長期プロジェクトでは、（関連会社及び共同支配企業を含む）非支配投資の財務報告に関連した幅広い論点に対処する。このプロジェクトでは、(a) 目的適合性を有する適切な測定基礎を確立するのか、もしくは持分法なのか、(b) 持分法が存続するのであれば、測定目的から重要な影響力の概念が必要かどうか又は持分法が全ての非支配持分に適用されるのかどうかについて検討する。

長期プロジェクトの項目

25. 長期のプロジェクトでは、次の項目を含める。

（財務報告上の問題点の識別）

- (1) （関連会社及び共同支配企業を含む）非支配の投資への持分に関する投資者の情報ニーズ

（持分法会計の目的）

- (2) 持分法会計が提供する情報

¹ この他、本ペーパー付録Bでは、持分法会計に関する適用上の論点として、その他の純資産の変動に対する持分相当額、関連会社の減損及び減損の戻入などが挙げられている。

(持分法会計の範囲)

- (3) 非支配持分への持分法会計の適用
- (4) 関連会社の定義
- (5) 重要な影響力の意味

(共同支配企業及び関連会社投資の測定の選択肢)

- (6) 公正価値
- (7) 原価
- (8) 持分法

(共同支配企業及び関連会社投資の財務業績の報告)

- (9) 公正価値の変動の報告
- (10) 持分法を適用する際の業績の報告—利益及び税金の報告

26. 長期のプロジェクトは、IFRS第10号、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」と関連させることが想定される。特に、IFRS第12号で要求されている開示に関する発見事項に関連している。

個別財務諸表上の持分法

27. 個別財務諸表に関して、KASBは、個別財務諸表上の持分法会計について有用な洞察を提供している。
28. 2004年にKASBは、韓国会計基準「持分法」を公表し、関連会社への持分法とは異なる子会社だけに対する持分法を導入した。韓国基準の子会社に対する持分法では、連結財務諸表上の純利益及び純資産と整合させるように会計処理を行う。
29. この結果、子会社に対する持分法は、共同支配企業及び関連会社の持分法と異なっている。このリサーチ・レポートの第189項では、次の相違を報告している。
- (1) ダウン・ストリーム取引での未実現損益の消去
 - (2) 投資者と子会社間の地位 (status) の変動を伴わない子会社持分の追加取得及び一部処分
 - (3) 支配の変動を伴わない新株発行及びその他の資本取引による子会社資本の変動
 - (4) 投資者と子会社間の取引から生じる投資者の債権の減損の認識

(5) 株式の追加取得を通じた支配の獲得の会計処理

30. 現行のIFRS上、個別財務諸表において、子会社投資に対する持分法会計を、擬似連結（pseudo-consolidation）（又は一行連結）とすることが考えられる。KASBのレポートでは、個別財務諸表上の子会社に対する持分法会計は、擬似連結であることが示唆されている。

ASAF メンバーに対する質問

31. ASAF会議では、上記を踏まえ、次の点についてASAFメンバーの見解が求められている。

(1) 持分法会計の研究・プロジェクトを次の2つのプロジェクトに分けるかどうか

- **短期プロジェクト**: IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の要求事項を簡素化することにより、適用上の論点に対処する。
- **長期プロジェクト**: (関連会社及び共同支配企業に対する投資を含む) 投資者が支配を有していない企業への投資の財務報告について、より基礎的な検討を行う。

(2) 持分法会計の研究・プロジェクトにおいて、子会社の個別財務諸表上の持分法会計を別に検討するかどうか

ASAF 会議における発言案

32. ASAF会議（2015年3月）において、主に次の事項について発言することを予定している。

(短期プロジェクトと長期プロジェクト)

- (1) 我々は、持分法に関して、概念上の課題とともに、解決すべき適用上の課題がある旨を認識している。
- (2) しかし、短期的な対応として提案されている項目には、未実現損益の消去の要求事項を維持するか否かといった項目も含まれており、こうした点について検討するうえでは、持分法について概念的な整理を行うことが必要と考えられる。また、現在、識別されている適用上の課題についても、一部の項目（会計方針の統一や決算日の統一等）を除き、短期的な対応として分けて対処することが必要な程には、困難性は高くないと考えている。このため、短期的な対応と長期的な対応とに区分する提案については支持しない。
- (3) また、今後、包括的な検討を行うにあたって、我々は、次の点について留意

したうえで、個別の論点について検討を行うことが重要と考えている。

- ① IFRS において定められている「企業集団」の概念を維持することが適切かどうか
- ② 持分法が、純粹な「一行連結」なのか、或いは、「測定基礎」の一種と位置付けられるべきか
- ③ 持分法投資損益が概念フレームワークにおける純利益の位置づけとの観点から、どのように整理しうるか
- ④ 持分法の適用について、「重要な影響力」又は「共同支配」の存在自体でその他の非支配投資と異なる会計処理を必要とさせる要因か、或いは、「重要な影響力」又は「共同支配」の存在がなくても、持分法の適用に必要な情報が得られることを前提として、そもそも非支配投資全般に対する適用に有用性を有するか

(子会社の個別財務諸表上の持分法会計)

- (4) IASB スタッフから示されているように、連結財務諸表における関連会社及び共同支配企業に対する持分法の適用と個別財務諸表における子会社に対する持分法の適用について明確に峻別したうえで、検討を行おうとする方向性を支持する。また、本件について検討を行うにあたっては、個別財務諸表の意義についても留意することが必要と考えられる。

ASAF 専門委員会で聞かれた意見

33. ASAF専門委員会（2015年3月16日開催）では、主に次の意見が聞かれた。
 - (1) 短期的な対応として提案されている項目には、未実現損益の消去の要求事項を維持するか否かといった項目も含まれており、こうした点について検討するうえでは、持分法について概念的な整理を行うことが必要と考えられる。
 - (2) 現在、識別されている適用上の課題についても、短期的な対応として分けて対処する程、困難性は高くないと考えている。
 - (3) IFRSにおいて定められている「企業集団」の概念を維持することが適切かどうかについて、実態を踏まえた上で、検討する必要がある。
 - (4) 個別財務諸表上の子会社に対する持分法に関しては、子会社に対する持分法のあり方のほかに、個別財務諸表の意義についても検討すべきである。

ディスカッション・ポイント

上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見を頂きたい。

以上